

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額1円としています。
 - イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産……………原則として取得原価
ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）
ただし、一部の連結対象団体においては、利息法によっています。
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定。)
ただし、一部の連結対象団体においては、総平均法によっています。
 - イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））
ただし、一部の連結対象団体においては、利息法によっています。
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
ただし、一部の連結対象団体においては、総平均法によっています。
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 原材料、商品等……………先入先出法による低価法
- ② 販売用土地……………地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第4条第2項各号に掲げる方法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	15年～50年
工作物	8年～60年
物品	3年～15年

ただし、一部の連結対象団体については定率法によっています。
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
(ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。)
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、法人税法に規定する法定繰入率に基づく繰入限度額によっています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース取引

・・・通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

・・・通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、12か月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。ただし、一般会計等においては、「三春町公金の管理及び運用に関する基準」において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等としています。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 採用した消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

(9) 決算日が一般会計等と異なる場合に特に行った処理の概要

決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない連結対象団体については当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。また、決算日と連結決算日との差異が3か月を超える連結対象団体（会計）については仮決算を行っています。

(10) その他連結財務書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 対象団体（会計）の一覧、連結方法

- ① 一般会計：全部連結
- ② 町営バス事業特別会計：全部連結
- ③ 放射性物質対策特別会計：全部連結
- ④ 国民健康保険特別会計：全部連結
- ⑤ 後期高齢者医療特別会計：全部連結
- ⑥ 介護保険特別会計：全部連結
- ⑦ 水道事業会計：全部連結
- ⑧ 下水道事業会計：全部連結
- ⑨ 病院事業会計：全部連結
- ⑩ 宅地造成事業会計：全部連結

(2) 出納整理期間

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。（地方自治法235条の5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」）

(3) 表示単位未満

表示単位未満の金額は四捨五入とし、一部合計値と不一致があります。

2 追加情報（財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項）

(1) 連結対象団体について

(1) 全体財務書類の対象範囲

一般会計
三春町町営バス事業特別会計
放射性物質対策特別会計
国民健康保険特別会計
後期高齢者医療特別会計
介護保険特別会計
水道事業特別会計
下水道事業等特別会計
宅地造成事業会計
病院事業会計

(2) 出納整理期間について

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示金額単位